

～大切なお知らせ～

申請はお済みですか？



子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の支援のため、給付金の支給を行っています。

1. 支給対象者

- 令和5年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満)を養育する父母等で
(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

次の①②に当てはまる方は申請が必要です。

※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く

① 令和5年度の**町民税均等割が非課税の方**

② 令和5年1月1日以降の家計が急変し、
町民税非課税相当の収入となった方※

※(例) 令和5年1月以降の任意の1か月の収入を12倍した額が
非課税相当の収入となった方

詳細はホームページをご覧ください。

2. 支給額

対象児童1人当たり 一律 5万円

■ お問い合わせ先

平取町保健福祉課子育て支援係 (ふれあいセンターびらとり内)

01457-4-6112 (受付時間: 平日8:30~17:15)

3. 給付金の支給手続き

▶ 給付金を受け取るには **申請が必要**です。

▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**受付窓口**に直接ご提出ください。申請書類は、下記の受付窓口または町ホームページから入手できます。

【必要書類】

- ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・申請者及び配偶者のマイナンバーのわかるもの
- ・申請者の受取口座を確認できるもの（通帳またはキャッシュカード等）
- ・令和5年1月以降の収入額が分かる書類※②に該当する方のみ（給与明細書、売上台帳、年金額改定通知書等）

【申請期限】 **令和6年2月29日（木）まで**

【受付窓口】 **保健福祉課子育て支援係**（ふれあいセンターびらとり内）
振内支所・貫気別支所

- ▶ 申請内容を確認して、給付金支給要件に該当する方に対し、指定口座に振り込みます。
- ▶ **他の市町村での受給も含め、すでに本給付金を受給済みの場合は重複して支給できません。**



「子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。